

平成27年5月8日

各 位

会 社 名 東 京 鋼 鐵 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 栗 原 英 夫
(J A S D A Q ・ コ ー ド 5 4 4 8)
問 合 せ 先 総 務 部 長 慶 野 正 明
(T E L 0 2 8 5 - 2 2 - 1 3 3 5)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 当社は、平成27年4月9日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、より高いコーポレート・ガバナンスを確立することを目的に「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に必要な規定の追加ならびに、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするために、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日（木曜日）
定款変更のための効力発生日	平成27年6月25日（木曜日）

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p style="text-align: center;">(議事録) 第 1 8 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第 1 9 条 (条文省略)</p> <p>(取締役員数) 第 2 0 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役選任) 第 2 1 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内の終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p style="text-align: center;">(議事録) 第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第 1 9 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役員数) 第 2 0 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役選任) 第 2 1 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">② ～ ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 2 2 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② (条文省略)
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、会社法第361条の規定により、株主総会の決議によって定める。

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

- ② (現行どおり)
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)
第31条 (条文省略)

(新 設)

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)
第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)
第33条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)
第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)
第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)
第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)
第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前まで発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)
第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(取締役の責任免除)
第32条 (現行どおり)

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)
第33条 当社は、監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤の監査等委員である取締役)
第34条 監査等委員会は、必要に応じて、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)
第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)
第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、会社法第387条の規定により、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第43条 (条文省略)

～

(会計監査人の任期)

第45条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 (条文省略)

～

(配当金の除斥期間)

第50条 (条文省略)

(新 設)

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削 除)

(削 除)

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第39条 (現行どおり)

～

(会計監査人の任期)

第41条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 (現行どおり)

～

(配当金の除斥期間)

第46条 (現行どおり)

(附則)

第1条 変更後の定款の規定は、平成27年6月25日定時株主総会終結の時から効力を生じる。

(新 設)

第2条

当社は、第58期定時株主総会終結の前に関する会社法第423条1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上